

提案する諸条例等の制定要旨

議案第24号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、空家等対策審議会委員及び入札監視委員会委員の設置並びに障害者福祉計画等策定委員会の名称変更に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行の日を平成30年4月1日と定めています。

議案第25号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、職員の派遣先地域における民間の賃金水準との不均衡を調整するために支給する地域手当の支給基準を設定するもの及び新たな職の設置等により等級別基準職務表の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第26号 南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、国民宿舎が平成30年4月1日以降指定管理者の運営となり、特殊勤務手当の支給対象となる職員がなくなることに伴い、同施設職員の特殊勤務手当に関する規定を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第27号 平成30年4月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

この条例制定は、本年4月1日付けで行う市の行政組織改編に伴い、条文中に改廃される組織名を含む関係条例に所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第28号 南あわじ市健康福祉協会基金条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、市民の保養、休養、研修宿泊、文化、スポーツ、レクリエーション並びに健康増進の振興及び充実を目的として設置した南あわじ市健康福祉協会基金について、サンライズ淡路の維持管理のために県より交付された補助金の残額を全額取り崩し、南あわじ市一般会計に繰り入れ、今年度のサンライズ淡路管理事業に充当することで、基金としての所期の目的を達成したことにより、

本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年3月31日と定めています。

議案第29号 南あわじ市サンライズ淡路基金条例制定について

この条例制定は、南あわじ市サンライズ淡路の整備及び健全な運営等に資することを目的に、資金を積み立てるための基金を設置することについて必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第30号 南あわじ市国民宿舎基金条例制定について

この条例制定は、南あわじ市国民宿舎の整備及び健全な運営等に資することを目的に、資金を積み立てるための基金を設置することについて必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第31号 南あわじ市入札監視委員会設置条例制定について

この条例は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、南あわじ市が行う入札及び契約手続について、公正性、経済性及び適正履行が確保されているかを、公平かつ独立した立場から検証を行うため設置する南あわじ市入札監視委員会について、必要な事項を定めるため制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第32号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例制定は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり保険者となること、及び都道府県にも国民健康保険運営協議会が設置されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第33号 南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行に伴い、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、当該従前住所地の市町村がその者の保険料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第34号 南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する
条例制定について

この条例の一部改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行に伴い、市において新たに障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、本委員会の所掌事務に当該計画に関する事項を追加すること等により、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第35号 南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに
関する条例制定について

この条例制定は、障害者のコミュニケーションについての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションを促進するため、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第36号 南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する
条例制定について

この条例制定は、南あわじ市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年南あわじ市告示第34号）の改正により、本条例において引用する規定の条番号が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第37号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例制定は、第7期老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定により平成

30年度から平成32年度までの第1号被保険者に係る介護保険料が決定されたことに伴い関係規定を改正するもののほか、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行等に伴い所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第38号 南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

この条例制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、指定居宅介護支援事業に係る指定等の権限が、市町村へ移管されることに伴い、同事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定に合わせ、本条例についても内容の整合を図るとともに、国基準に準拠する旨を明確に規定する方法に変更するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第39号 南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

この条例制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、指定居宅介護支援事業に係る指定等の権限が、平成30年度から市町村へ移管されることに伴い、同事業の人員及び運営の基準等を法の規定に従い条例で定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第40号 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行に伴い、農地中間管理機構が借り入れている農地について、営事業により基盤整備事業を行った際、当該事業による農地を自ら目的外用途等に供した場合は、市が負担した額のうち、面積に応じて算定した特別徴収金を市が徴収する制度が創設されたこと等により、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成30年4月1日と定めています。

議案第 4 1 号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方分権改革第 7 次一括法により公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）が改正され、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合に、市が税関係等の必要な書類の閲覧等により把握した収入に基づき公営住宅の家賃を定めることができるよう改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 4 2 号 南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について

この条例制定は、適正に管理されていない空家等の増加が、市民の生活環境の維持に支障をきたしていることに鑑み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づく具体的措置のほか、空き家バンク登録等の有効活用、市の総合的な空家対策計画の策定義務等の事項を定めることにより、空家等の適正管理及び有効活用を促進しようとするものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日からと定めています。

議案第 4 3 号 南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市教育施設再編基本計画に基づき、統廃合となった小中学校について、使用料を定めた別表の学校名を改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 4 4 号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、西淡社会教育センターの改修により格技室を廃止したことに伴い、施設及び使用料を定めた表の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 4 5 号 南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方分権改革第 3 次一括法により地方青少年問題協議会法が改正され、青少年問題協議会の会長及び委員の要件を定める規定が廃止されたことにより、南あわじ市議会基本条例（平成 24 年南あわじ市条例第 31 号）第 12 条の規定の趣旨に沿うよう、同協議会の構成委員から市議会議員を除外するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 46 号 南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例制定
について

この条例の一部改正は、南あわじ市青少年育成センターの移転に伴い、育成センターの位置を湊 90 番地 1 から市善光寺 22 番地 1 に改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 47 号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、耐震補強・改修工事により北阿万地区公民館内の施設の配置を変更したことに伴い、使用料等を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 30 年 4 月 1 日と定めています。